日本家族社会学会賞規程

第1条(名称と目的)

会則第3条4項に基づき、日本家族社会学会賞を設ける。この賞は、優れた業績を顕彰することによって、家族社会学研究の発展と会員の研究意欲の称揚を目的として、3年に1回授与する。

第2条 (学会賞の種類)

日本家族社会学会賞として奨励論文賞及び奨励著書賞を定める。

第3条(学会賞選考委員会の設置・任務)

会則第19条に基づき学会賞選考委員会を設ける。学会賞選考委員会は、学会賞委員会の委任を受けて受賞候補者の選考を行う。

第4条(選考)

学会賞選考委員会は受賞候補者を選定し、理事会において受賞者を決定する。

第5条 (結果の公表)

選考結果は機関誌等で公表し、総会において授賞式を行う。

第6条(細則)

本規程に関わる細則は別に定める。

第7条(改廃)

本規程の改廃は、総会の議を経ることを要する。

第8条(施行期日)

本規程は、平成12年3月10日より施行する。

本改正は、平成19年9月8日より施行する。

本改正は、平成28年9月10日より施行する。